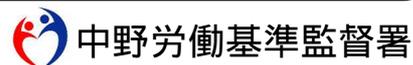


# 冬季労働災害防止運動展開中！



平成30年12月1日から平成31年3月31日まで

降雪、凍結等による労働災害にご注意ください。



中野労働基準監督署

例年、冬季においては、凍結・積雪・寒冷等を要因とする転倒、墜落、交通事故、雪崩、一酸化炭素中毒等による特有の災害が多発する傾向にあります。

各事業場においては、冬季特有の要因を事前に除去・低減することが重要で、一時的な対応にならないよう、気象状況等を踏まえつつ、**根気を持って、やる気を出して**、着実に対策に取り組んでいくことが求められます。



## 冬季における労働災害防止対策



### 1 基本的な災害防止対策

- (1) 安全衛生委員会等を活用して、冬季特有の災害防止対策を樹立する。
- (2) 必要な用具等の確保、設備の点検等をあらかじめ実施する。
- (3) 労働者に冬季労働災害防止対策に関する安全教育を実施する。
- (4) 労働者の注意力や転倒防止への意識を向上させるため、「転倒災害防止運動」等の活動を展開する（**転倒災害ゼロ宣言によるトップメッセージ**）。
- (5) 冬季労働災害にかかるリスクアセスメントを実施して、リスクの特定等を行う。

### 2 通路、作業床等の凍結、積雪による転倒災害防止対策

- (1) 床面や通路等は、くぼみや段差がなく、滑りにくい構造とする。
- (2) 床等の水たまりや氷は放置せず、その都度除去するとともに、水が溜まりやすい箇所には吸湿性のあるマットを敷く等の措置を講ずる。
- (3) 通路、作業面の除雪を行い、安全通路を確保する。
- (4) 履物は、滑りにくく、安定したものを着用させる。また、靴底がすり減っていないかを点検する。作業内容に応じて、スパイク靴等の滑りにくい履物を着用させる。

通常の靴等に取り付ける「携帯用かんじき」の例

- (5) 階段には、滑り止めや手すりを設け、走らず、一段飛ばしを行わない。
- (6) 凍結の有無を確認してから次の動作に移る。凍結のおそれがある場所では、滑り等による転倒等を意識しながら、足の裏全体をつけて歩くようにし、むやみに走らない（**凍結危険マップの作成**）。
- (7) 服やズボンのポケットに手を入れたままの歩行を避ける。
- (8) 建物等の入口には、雪、**水分を除去するためのマットやブラシ**等を備え、凍結の要因となる水分を持ち込ませない措置を講ずる。



### 3 交通労働災害防止対策

- (1) 冬用タイヤについては摩耗状態を点検し、降雪前に早めに装着しておく。
- (2) **無理のない走行計画**により時間に余裕をもって運行させ、速度は控えめに、車間距離を十分に確保できるよう配慮する。
- (3) スリップ防止のため、急ハンドル、急ブレーキ、急発進は行わないなど、**安全運転に関する教育**を実施する。
- (4) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく睡眠時間の確保や適正な労働時間等の管理等の走行管理を行う。



## ◆危険情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成・掲示しましょう。

皆さんは、事故や労働災害にならなくても「ヒヤッと」した、「ハッと」したということ一度や二度は経験されていると思います。

通勤および配送業務や送迎業務などの自動車等運転の際の交通事故を防ぐためには、このような「ヒヤリハット体験」をもとに、経路上における危険箇所の洗い出しを行い、その対策や注意すべき事項などを事前に確認しておくことが効果的です。

安全に自動車等運転を行うためにも「危険情報マップ（交通ヒヤリマップ）」を作成してみましょう。

#### 【作成の手順】

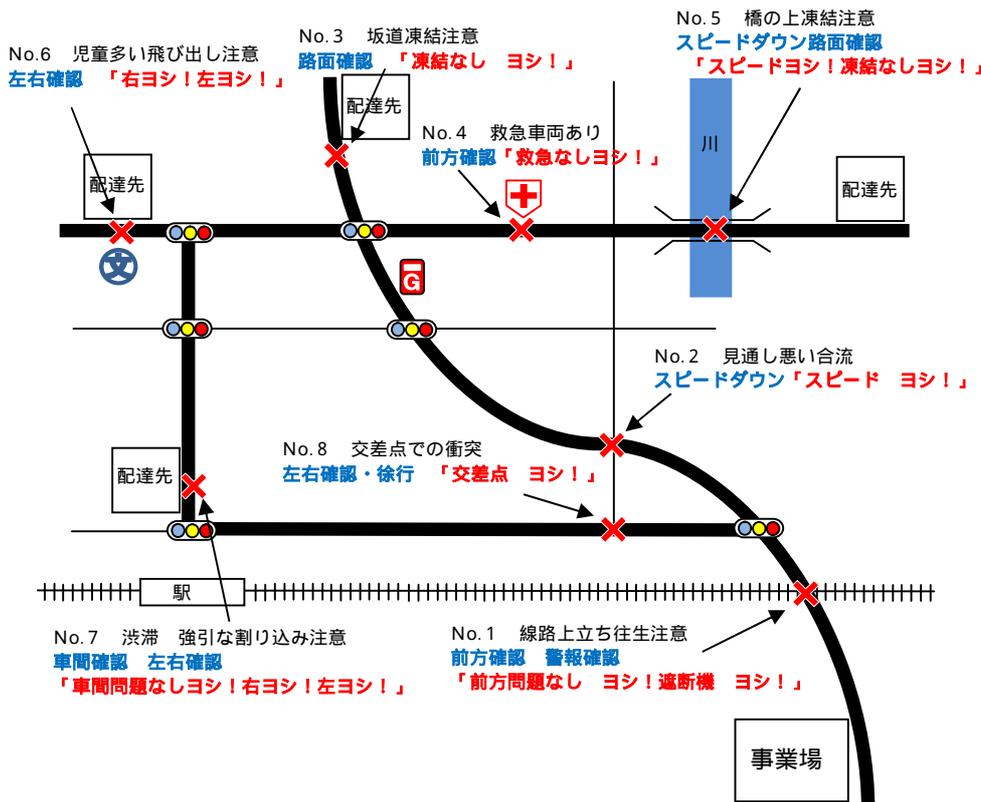
交通ヒヤリマップの用紙を全員に配布する。

運転経路を記入する。経路は太線で、脇道は細線で、信号などの記号も入れる。

危険（ヒヤリ）箇所を記入する。危険（ヒヤリ）箇所には順番に×印(No.)をつけて、その内容を簡単に記入する。

対策と確認事項を記入する。

### 交通ヒヤリマップ（例）



記号を入れてわかりやすく!

経路	
経路以外の道路	
信号	
線路（踏切）	
病院	
学校	
ガソリンスタンド	
橋（河川）	

道路地図や白地図などを利用する場合には、経路を見やすいように工夫する必要があります。また、記号などについては、一例ですので、交通事故防止上必要なものを適宜記入してください。

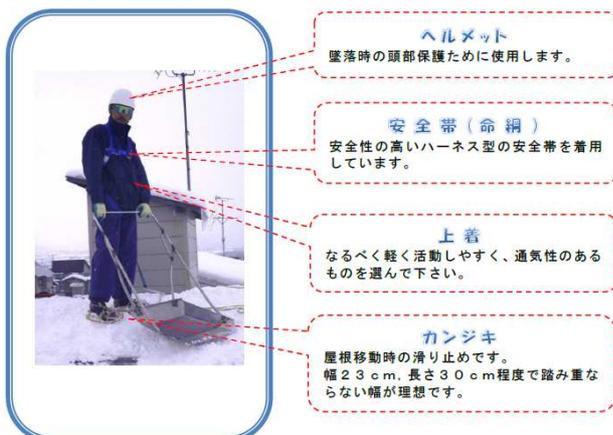
#### 4 除雪、凍結等の排除時の墜落・転落災害等防止対策( 原則夜間作業禁止)

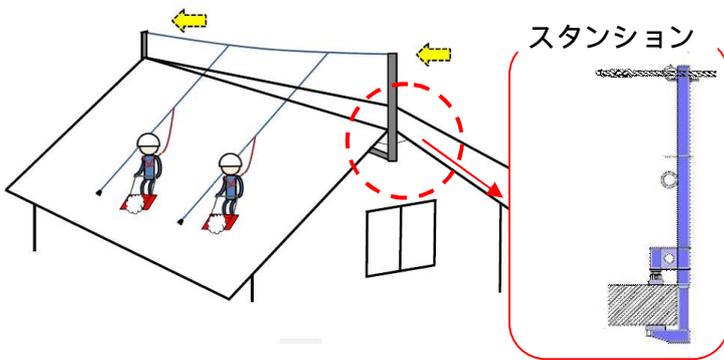
- (1) 屋根の雪下ろしを行う際には、**原則として2人以上**で行わせる。作業者に保護帽( **墜落用のもの**)を着用させ、高さが2 m以上の墜落危険箇所での作業では、**手すり**を設置するか、これが困難な場合には、**安全帯(命綱)**を取り付けるための設備( **アンカー、親綱等**)を設け、必ず安全帯を確実に着用させるなどの措置を講じる。
- (2) 屋根の材質が、**スレート、アクリル板等で踏み抜きの危険**がある場合は、**歩み板**を設ける、**防網を張る**等により墜落防止措置を講ずる。この場合、予め作業場の積雪の状態、建物の構造(屋根の材質、勾配の滑り止めの有無等)の状況を確認し、滑りにくい靴底の長靴の着用する等、適切な作業手順を定めておく。なお、作業においては**指揮者を選任**し、これらの事前調査や現場の管理を行わせることが望ましい。
- (3) 昇降はしごは、十分な長さのものを使用し、必ず**転位防止措置**を講じる。
- (4) 軒下での除雪作業は、事前に**雪庇を落下させる**等、軒下の雪庇の状態を事前に確認し作業するよう徹底する。また、自然落下式屋根の軒下での作業等で軒先から落雪のおそれがある場合は、**囲いや表示で立入禁止措置**を講じ、**屋根上等での上下同時作業は原則として禁止する**。
- (5) 除雪作業を行う際には、河川、側溝、路肩、雪に埋もれた構造物等の位置を予め確認し、**標識を立てる**等により転落防止措置を講ずる。特に、除雪に車両系建設機械などを用いる場合には、事前に周囲の地形や建築物、雪に埋もれた構造物等の情報を入手し、その結果を踏まえた作業計画を立て、関係者に周知すること。また資格のある技能に習熟した者に作業を行わせる。
- (6) 除雪機等の回転部分に障害物、圧雪等が詰まった場合は、**エンジンを止め、回転が完全に止まったことを確認**してから対処する。
- (7) 除雪車等への巻き込まれを防止するため、運転時の周囲の確認、作業範囲への立入禁止の措置を徹底する。特に建設業の元方事業者等は、関係請負人等(交通整理の警備員等の配置を行う者等)と予め十分な連絡調整を行う。

#### 除雪時労働災害対策の参考例

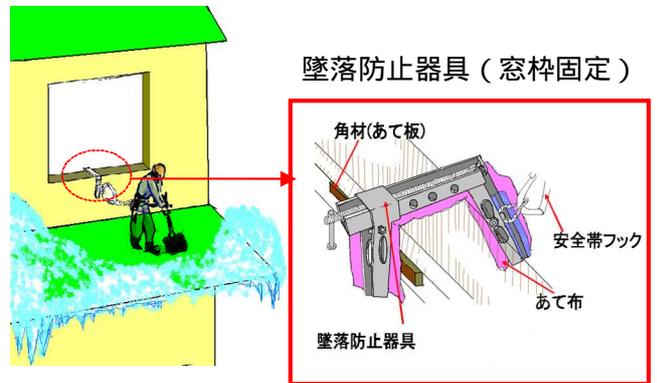
- これらの設備は降雪前の時期から準備することが必要です。
- 降雪量を考慮して、親綱の高さを決めましょう。
- 特に個人宅の除雪を請負う際は、事故防止について十分な理解を得ることが重要です。

#### 作業時の服装について

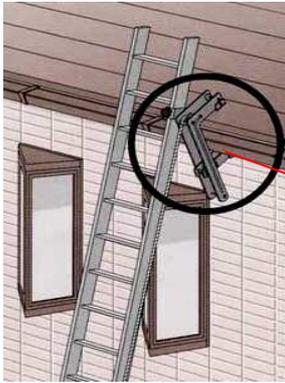




スターション



墜落防止器具 (窓枠固定)



転位防止 (固定)

スターションの代用として  
使用することもできる



雪樋(屋根端に近付かない)

## 5 機械設備等からの災害防止対策

機械設備、特に屋外作業用機械類に雪や氷が付着すると、融解後の起動時に不具合が生じ、思い掛けない災害が発生し得ることから、できるだけ覆い等により付着予防措置を講じておく。

## 6 作業場、倉庫等の倒壊防止対策

- (1) 建物の構造、強度等を把握し、雪下ろしをする積雪の目安を予め定めておく。また、地震の影響を受けた建物等については特に配慮する。
- (2) 定期的に積雪の状況、建物の変形の状況等を点検する。
- (3) 倒壊の危険がある建物等については、立入禁止措置を講ずる。

## 7 高齢者の安全衛生確保等対策

- (1) 寒い時、特に朝方は体が堅くなり、物につまづいたり、ちょっとした弾みで腰痛を起こしたりすることに留意し、日頃から十分な健康管理を行うとともに、重量物の運搬や高所での作業をできるだけ避けるなど安全衛生面に配慮する。職場体操を実施するなど日頃から身体の柔軟性確保に配慮する。

特に寒くなると体が堅く動きづらいので  
日頃から身体を動かして

柔軟性を確保しましょう!



## 8 建設業・林業及び索道業（スキー場：コース整備作業等）における災害防止対策

- (1) 凍結により滑りやすい通路・足場・作業床等には**滑り止めの措置**を講ずる。
- (2) 法面下方において作業を実施する場合は、**法面の凍結・融解による崩壊・落石**を防止するため**作業開始時及び凍結の融解時に点検**を実施し、作業開始の適否の判断等を行う。
- (3) 積雪・凍結の状況により、工期・施工期間・施工方法等を再検討し、必要に応じ作業の中断、工法の変更等について柔軟に対処する。
- (4) 車両系建設機械の移送は、運行経路等を定めた作業計画に基づき、専用の車輛等により行い、その**積卸し作業は平坦な場所で滑り止めに設けた道板**等を適正に使用する。
- (5) 車両系建設機械等を運転する際は、極力着ぶくれとならないように注意し、**操作レバーの誤操作を防止**するため、運転者は袖口、裾等をきちんと締め、着衣を整え、みだりに運転席を立たない。



### (6) 雪崩災害防止について

工事の計画段階において、予め作業箇所周辺の地形、植生の状況、過去の積雪記録、雪崩発生の有無等を調査するとともに、雪崩の専門家の意見を聴き、危険が予想される箇所には事務所、詰所等を設けない。

日々の作業開始前に作業箇所周辺の雪庇（せっぴ）、亀裂、吹き溜まりなどの積雪の状況等について**点検**を行い、その結果に基づき、作業開始の適否の判断等を行う。

気象観測機関の雪崩に関する警報、注意報に十分注意を払うとともに、降雪量、積雪量、最高及び最低気温を把握し、雪崩の発生が予想される場合には作業を中止するとともに、**当該危険区域への立入を禁止**する。

工事現場付近の状況に応じた**監視、連絡及び避難の方法**を定めておく。

## 9 運輸・貨物業に関する災害防止対策

- (1) 交通労働災害防止のためのガイドラインで定める「異常気象等の際の措置」を道路への降雪・凍結時にも適用して、雪道・凍結などに配慮した対策を講ずる。
- (2) 積卸し作業における労働災害防止対策  
積雪・凍結により滑りやすいプラットホーム、通路等は常に除雪し、凍結防止に努め、必要な滑り止め措置を講ずる。  
履物は滑りやすいものを避け、トラック荷台（アオリ含む）、ステップ等からの転落防止の徹底を図る。

## 10 一酸化炭素中毒予防

- (1) 屋内で燃焼式暖房機器を使用する場合は、適切な**換気措置**を行う。
- (2) 自然換気が不十分な場所では、発電機、エンジンポンプ等の内燃機関を有する機械や練炭コンロ等の使用は避ける。
- (3) 内燃機関や練炭コンロ等を使用した自然換気が不十分な場所に立ち入る場合には、換気を十分に行うとともに、測定機器を準備し、一酸化炭素濃度、酸素濃度を測定して安全を確認する。また、災害発生時における二次災害防止のため、教育・訓練及び空気呼吸器、送気マスクを備えておく。



**各対策をご確認のうえ、冬季労働災害防止のため、確実に実施しましょう！**

# 冬季労働災害防止のためのチェックリスト

この自主点検は、冬季労働災害防止のための主要な項目を挙げたものです。各事業場においては、厳しい冬を迎えるに当たり、施設や安全衛生活動等をもう一度見直し、改善すべきところは直ちに対策を講じましょう。

## 1 安全衛生活動

はい いいえ

安全衛生委員会等において、冬期労働災害防止対策について審議し、対策を検討、実施していますか		
経営首脳、安全スタッフ等による職場の安全総点検を実施していますか		
労働者に冬季労働災害防止対策に関する安全教育を実施していますか		
労働者の意識を向上させるため、「転倒災害防止運動」等の活動を展開していますか		

## 2 転倒災害の防止

通路、作業場所の除排雪は十分ですか		
転倒災害が発生している場所、転倒災害が発生しやすい場所を周知していますか		
駐車場等の除雪後、路面を滑りにくい状態にしていますか		
屋外の階段や傾斜した箇所に滑り止め等を設置していますか		
労働者から転倒しそうになった場所を聴き取り、構内安全マップ等を作成していますか		
労働者は滑りにくく、安定した靴を着用していますか		
労働者は小さな歩幅で、足の裏全体を着地するように歩いていますか		
労働者は日頃から運動に心がけ、健康の保持増進に努めていますか		
「転倒災害ゼロ宣言」による意識向上を図っていますか		

## 3 屋根の雪下ろし作業による墜落防止

滑りにくい靴、ヘルメット、安全帯を着用していますか		
安全帯を使用できる設備はありますか		
事前に作業場所の確認を行い、開口部等の把握を行っていますか		
一人で作業をさせていませんか		

## 4 除雪作業による災害防止

除雪機の取扱者に安全な使用方法を教育していますか（機械の種類によって、資格が必要な場合があります）		
機械のトラブル（氷が詰まるなど）時に機械の完全停止を徹底していますか		
除雪作業の作業計画を立て、雪で埋まっている構造物などを明確にしていますか		
路肩などの危険箇所に近接して作業する際、誘導員を配置したり目印を表示していますか		
人力での除雪を行うときは、無理のない姿勢又は体力以上の物を持ち上げないようにしていますか		

## 5 一酸化炭素中毒の防止

狭い箇所などでは内燃機関を有する機械の使用を禁止していますか		
火気使用場所の換気は十分ですか		
一酸化炭素中毒の危険のある場所を立入禁止としていますか		

## 6 交通労働災害防止

早めのタイヤ交換、早めの点灯運転を実施していますか		
時間に余裕を持った車両の運行計画を立てていますか		
当日の気象状況及び路面状況を把握し、周知していますか		
配達業務など巡回経路が決まっている場合、危険情報マップ等を作成し、周知していますか		

## 7 作業時の保温・体操の実施

ミーティングの際、防寒衣の着用及び着用状況を確認していますか		
ラジオ体操など準備運動を実施していますか		
労働者が着用している防寒衣の袖口は締まっていますか		

「はい」の項目はいくつありましたか？「いいえ」の項目は早急に改善しましょう！

**お問い合わせ：中野労働基準監督署（TEL0269-22-2105）まで**